ルソーの社会統合理念の転回 - ベクトルモデルで見る社会契約 -

髙 島 純 子*

Revolve of the social integration idea of Rousseau

– Social Contract judging from the vector model –

Junko Takashima

前稿で明らかになったベクトルモデルでの合意形成の限界、つまり多様な価値観の下での "完全一致" の合意困難という問題を解決するため、本稿はその解決策を求めてルソーのテキスト読解を試みた。ルソーのテキスト解読にあたっては、ルソーの主要二著作、『人間不平等起源論』と『社会契約論』の間にある社会統合理念の転回にまず取り組まねばならなかったが、この取り組みにおいて『人間不平等起源論』に「超個体モデル」という仮説を措定することで、両書の統合理念の間に社会的価値の一元化から多元化へという一つの流れを見つけることができ、そこから『社会契約論』の内容が『人間不平等起源論』で生じた矛盾の解決策だったのではないかとの知見を得た。この知見をもとに『社会契約論』の社会契約に関するルソーの論述を逐条的に読み解き、本稿課題に一応の回答を得たが、その検討で一般意志の視点からの"完全一致"の合意形成への妥当性の疑問も生じることとなった。

キーワード:ルソー 社会契約 ベクトルモデル 人間不平等起源論 超個体

はじめに

筆者はルソーの民主主義理念の実現可能性検討のため前々稿¹にてその機能的理念型としてのベクトルモデルを考案、さらにそれが現実にどのように機能するかの思考実験のため前稿²にて地方自治体レベルでの合意形成のための選好ベクトル合成システムを検討してみた。この選好ベクトル合成システムの思考実験では、ベクトルモデルの機能要件が合意形成当事者全員の「納得」にある点や目指すべき合意形成の在り方、民主主義の成立基盤としての「共属の意識」の存在等、ベクトルモデルを現実の民主主義活動の実践につなげるための有益な示唆が様々得られたが、残念ながら、モデルの限界も明らかになった。このモデルのみでは人々の合意が最終的に単一の合意への"完全一致"、ルソーの言う「一般意志」にまで収束する保証は得られなかったことである。

このモデルの限界の最大の要因は、人々の価値観の多様性にあると思われる。なぜなら、「す

²⁰¹⁸年9月12日受理

^{*}尚絅学院大学 非常勤講師

¹ 髙島 (2017)

² 髙島 (2018)

べての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、自由であり続ける」というルソーの民主的社会の条件を満たす合意形成方式であるベクトルモデルではあるが、ここで想定される合意形成の参加者が多様な選好を持つ人々、つまり多様な価値観の持ち主であり、しかもこの合意形成の機能要件が参加者の合意への「納得」である以上、いくらベクトル合成による合意形成結果には自分の選好も他者と公平に反映されていることが保証されているとはいえ、それでも、自分の選好は絶対に譲れない、いくら社会的に必要な合意形成のためとはいえ他者との調整を受け入れるのは「納得」できない、と、我を張る可能性のある参加者の存在を否定しえず、そのような我を張る態度も現実の合意形成の場でよく見られる個人のありのままの選好表出の一つであろうと思われたため、それを選好間の「どうしても譲れない部分」として許容すれば、結局、合意形成がベクトル合成によっても "完全一致" には必ずしも至れない可能性があることを否定できなかったのである。しかし前稿ではこの参加者が調整を拒否して我を張る可能性を含めた価値観の多様性の問題に取り組むだけの紙幅の余裕がなかったため、稿を改め、今回本稿にてこの問題を取り上げることにした。

本稿でこの人々の価値観の多様性を考えるに当たっては、まず社会構成員全員の選好が"完 全一致"するものとしての「一般意志」論を主張したルソー自身がこの問題をどのように考え ていたのか、ルソー自身の主張を人々の価値観の多様性を想定したうえでの合意形成の具体的 方法を焦点に整理する。それが本稿表題に挙げた、「ルソーの社会統合理念」の明確化である。 ただし、これがまず難問である。数多のルソー研究者が指摘するように、ルソーが社会統合を 扱った主要著作である初期の『人間不平等起源論』(1755) とその後の『社会契約論』(1762) では、その社会統合理念に明確な齟齬がある。前者が人間の社会統合以前の自然状態を理想と して人為的社会をネガティブに描くのに対し、後者では社会を人間の秩序ある生活に不可欠な ポジティブなものとしてその存在を前提としたうえで、あるべき理想的社会への人々の社会統 合の方策を社会契約論として論じているのである。このルソーの社会認識の180度の転回につ いてのテキストの解釈は近年の著作では例えば仲正 (2010) に詳しいが、仲正はこの齟齬を「「社 会 | と「自然 | の間の緊張関係 | 3と認めたうえで、この齟齬を「体系的に説明しようとする のは、不毛」4だとする。しかし、筆者はむしろこの明らかな理念の転回の内にこそルソーが 多様な人々の間に"完全一致"の「一般意志」の合意形成がありうると考えた根拠を理解する 契機があるとみて、この二つの論における社会統合理念をそれぞれ明らかにしたうえでその統 合的解釈を試みる。そしてその解釈を踏まえて、ルソーが主張する「一般意志」の"完全一致" 性の問題を検討する。

1. 『人間不平等起源論』にみる社会統合理念

ルソーのこの初期の著作の執筆目的は、佐藤(2012)の表現を借りれば、「ルソーにとって、「不平等の起源」を明かすとは、<自然なもの>であると人々が思い込まされてきた不平等の <正体を暴く>こと」⁵である。不平等が、人々が思い込まされてきたように<自然なもの>

^{3.} 仲正 (2010) p.25

⁴ 仲正 (2010) p.227

⁵ 佐藤(2012)p.23

ではないとすれば、ルソーにとっての<自然なもの>とは何か。それは自分以外の他の人間と の偶発的遭遇以外に接触を持たない、つまり人為的な社会性を完全にはぎ取られた「自然人」 の想定であり、「自然人」は人為的社会による社会人としての拘束を免れている故に、己の欲 求のみに忠実な完全に自由で独立した存在として描かれている。この「自然人」は自然によっ て与えられた「自然本性」に従ってのみ活動し、理性は「自然状態では、それがまだ本格的に 作動していないので、人間と動物の間に大きな違いは見られない | 6 とされる 7。

では、人為的な社会性を完全にはぎ取られた「自然人」には社会性が一切ないかと言えば、 そんなことはない。「自然人」には「自然人」なりの、それこそその「自然の摂理」に由来す る他者との関係性としての社会性があり、その社会統合原理が「哀れみ」であるとされる。ま ず、その統合原理の「哀れみ」をルソーのテキストで見てみよう。

1-1. 社会統合原理としての「哀れみ」: 社会統合の「超個体」モデル

『人間不平等起源論』で「哀れみ」は以下のように表現される。

ある状況において、人間の利己愛の残虐さを和らげるために、あるいは、この利己愛の 発生以前には自己保存の欲望を和らげるために人間に与えられている、同胞の苦しみを見 るのを避ける生来の嫌悪感から自分の幸福を追求する熱意を緩和するという原理である。 (省略) 私は哀れみについて語っているのだが、それはわれわれと同じように弱く、同じ ように不幸になりやすい存在にはふさわしい素質であり、人間にとって、あらゆる熟考の 習慣に先立っているから、ますます普遍的で有益であり、獣さえもときにはその兆候を示 すほど自然な美徳である。(省略)

これがあらゆる熟慮に先立つ自然の純粋の動きであり、これが自然の憐れみの力であり、 もっとも堕落した習俗でもまだ容易にこの憐れみの力を破壊できないでいる。⁸

では、この「哀れみ」が「自然の摂理」、つまり自然界の支配法則に由来するものであると あるとするなら、その自然界の法則とはいかなる機能によりいかなる帰結をもたらすべきもの であるのか。それを窺い知ることができるのは、以下の文である。

したがって、憐れみは自然の感情であるのはたしかで、各個人において自己愛の活動を 和らげ、種全体の相互保存に協力している。われわれが苦しんでいる人々を見て、よく考 えもしないでわれわれを助けに向かわせるのは憐れみであり、自然状態において、法律や 習俗や美徳の代わりに、だれもがその優しい声にさからう気にならないというあの長所を 持っているのも憐れみであり、頑強な未開人がみんな、自分の食料はよそで見つけられる のを予期していれば、弱い子供や病弱の老人が苦労して手に入れた食料を奪わないように するのは、憐れみである。⁹

⁶ 仲正 (2010) p.46-47

⁷ ルソー自身、『人間不平等起源論』第一部の冒頭で、人間を「一匹の動物」と称している。ルソー (1991) p.215 8 ルソー(1991)p.236-237、ここでの「哀れみ」と「憐れみ」の併用は原文ママ。

⁹ ルソー (1991) p.239

この文によれば、「自然人」の従う自然法則では、各個人の「自己愛」を抑制することで「種全体の相互保存」が帰結するという。ちなみにここでいう「自己愛」は前の引用の「自己保存の欲望」という他の動物にもみられる自然な欲求であり、他者の存在を前提としないという意味で非社会的欲望であるのに対し、前の引用の「利己愛」は人為的な社会統合によって生じる他者との関係を前提とした社会的な欲望であって、他者に比して己がより良い状態にありたいという利己心の表れである。つまりルソーは、この第二の引用文では、人間が持つ自然な自己保存欲求を抑えることで人間という「種全体の相互保存」が可能になると考えていることになる。この第二の引用文を読んだ折、筆者がまず想起したのは、生物学に言う「超個体」の概念である。これはまだ生物学においても論争的な概念のようであるが、概略は以下のとおりである。

超個体 出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』¹⁰

超個体(ちょうこたい, superorganism)とは、多数の個体から形成され、まるで一つの個体であるかのように振る舞う生物の集団のことである。通常、同種で構成される個体群やコロニーをさすが、異種集団を超個体と見なすこともある。

一般的に社会性昆虫の社会集団を意味し、分業体制が高度に築かれており、個体はその集団から離れて長時間生き残ることができない。例としてはアリ・ハチ・シロアリなど、昆虫類が主であるが、哺乳類の中にも「ハダカデバネズミ」のように昆虫のような「真社会性」の生態をとる種が発見されている。専門的には「共同体によって制御されている現象を生み出すように協調行動するエージェントの集団」であり、その現象とはアリが食物を収集したりミツバチが新たな営巣地を捜すといった「巣が望んでいる」活動をすることである。

多くの生物学者は、社会集団を有機体と捉えるためには、各個体が永久的に他者と物理的繋がりを持たねばならず、進化は個体ではなく社会全体の総意で選択制御されなければならないと主張する。一方、社会性昆虫の社会は一種の自然選択の単位であるとする見方は古くから存在するが、進化主義では自然選択の第一の単位は個体であると主張されることが多い。

この「超個体」概念の社会性認識との関連でいえば、仲正(2010)では

自然状態では、この「自己愛」と、他者に対する「哀れみ」との間のバランスが取れていたので、野生人たちは、必然性もないのに自分よりも弱い同胞から生活物資を取り上げようとしたりせず、むしろ苦しんでいるものを自発的に助けていたのである。哀れみが、各人の振る舞いを自然と律していたので、法律や習俗のような理性の産物がなくても、大きな闘争は起こらなかった。

ただ、哀れみは、必ずしも共同での生活、「社会」を志向するものではなく、あくまでも同胞とたまたま遭遇した時に、その場面ごとに発動するものであることには注意が必要

¹⁰ ウィキペディア 2018年9月1日閲覧 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%B6%85%E5%80%8B%E4%BD%93

である。11

と指摘して、一見するとこれは「自然人」が「社会」を志向しない非社会的存在であるように 見えるが、この引用に言う「社会」はあくまでも人間が意図して作る人為的な社会のことであ り、群れが一体をなして内部に高度な分業体制が築かれるような秩序を持つ生物学的な社会で はない。むしろこの仲正の文からは、なぜ「自然人」が「自己愛」と、他者に対する「哀れみ」 との間のバランスが取れるように自己の振る舞いを自然に律することができたと考えられるの か、その規律の根拠をたどれば、その規律が「自然人」の意識的なものでないとされるだけに、 「自然人」には社会的生物としての生物学的社会性が備わっているものと考えざるを得ないの である。そして、「自然人」が他者の存在を現実として知覚し物理的に接触するのは偶然の遭 遇の際の刹那的なものでしかないかもしれないが、その「自然本性」としての他者との関係の 持ち方、社会関係に関する行動基準は非意識的で生得的なものであることがルソーにより繰り 返し強調されている。であれば、その「自然本性」は非人為的で自然なものであればこそ永続 的なものであり、その意味で「自然人」の世界観における他者の存在の認識も永続的なものだ ろう。そこでたとえルソーの「自然人」が群れを作ることはないと想定されていたとしても、 同胞の存在を永続的に意識し、偶発的遭遇の際に大きな闘争を回避し秩序ある共存を図るよう 行動しえたとすれば、「自然人」は少なくとも他の動物並みの自然で生物学的な社会統合状態 にあったと考えられる。つまり、ルソーが自然状態の「自然人」という概念で描こうとしたも のは自然界の法則に支配された人間の社会的生物としての社会統合の在り方であり、本稿では これを社会統合の「超個体モデル」と称することにしたい。

そしてルソーが人間の社会統合においてこのような「超個体モデル」を想定したことが人為 的社会統合、そして本稿の課題である多様な人々の間での合意形成にどのような意味を持って くるのか、次項にて検討する。

1-2. 社会統合の「超個体モデル」のメリットとデメリット

『人間不平等起源論』でのルソーは人為的社会統合前の自然状態を理想として社会の現状を徹底的に批判したとされるが、これは人間存在を「超個体モデル」での社会的生物と想定する限り、当然の帰結である。というのも、蜂や蟻のような社会性昆虫の社会は各個体がその「自然本性」のみに従い、前出の超個体概念の解説にあるように「共同体によって制御されている現象を生み出すように協調行動するエージェントの集団」として機能しうる場合にこそ安定的な秩序や「種全体の相互保存」といった最善の帰結を導き出しえるからであり、万一そこで各個体が「自然本性」から外れた逸脱行動をとろうものならその共同体は混乱し、モデルに想定された最善の帰結を得られなくなるのが明白だからである。そのあたりをグレトゥイゼン(1978)は以下のように描写する。

人間には、自分のために一つの理想を作り上げ、自分の打ち立てた規範に従って生を規定することを可能にする想像力がある。ところがルソーにとっては、人間が僭越にもわがものとしているこの力は、まことに困った力である。なぜならそれは自然の計画とまっこ

¹¹ 仲正 (2010) p.71-72

うから対立するからである。人間の生に目的を押しつけることはまちがっている。人間にできることは、自然によって示された目的を受け入れ、尊重することだけなのだ。 12

ここに描かれているのは、まさに「超個体モデル」におけるあるべき個体の姿である。ルソーは「自然人」を人為的社会による社会人としての拘束を免れている故に己の欲求のみに忠実な完全に自由で独立した存在として描いたはずであるのに、その自由と独立とは、結局、自然の摂理の下で許されたものに限定される。しかしそれでも、ルソーにとってのこの状態は自然による人間性の抑圧ではない。というのも、ルソーが『人間不平等起源論』での社会統合原理として「哀れみ」に言及する際、「自然状態において、法律や習俗や美徳の代わりに、だれもがその優しい声にさからう気にならないというあの長所を持っているのも憐れみ」であると表現したように、ルソーは『人間不平等起源論』を書いた時点では、人間たちがその「自然本性」に真に目覚めさえすれば、人間はその自然の摂理の規律に従うことを自ら望むようになると、想定していた...というよりもむしろ期待していたのではないか、と思われるのである。

筆者がここで想定するという言葉よりも期待するという言葉遣いのほうが適切と考えるのは、ルソーこそが現実の人間存在とは自然の摂理とはいえ自分の外から与えられる規律を受け入れて尊重できる存在ではないと認識していたはずで、だからこそ現実の人間たちが自然の摂理に規律されるのを許容できずに幸福な社会統合状態を達成できないことを嘆いたのが『人間不平等起源論』の執筆動機ではなかったか、と考えるためである。その自然の摂理に収まりきろうとしない現実の人間たちとそんな人間たちが作る人為的社会の「不自然さ」を前にして、それでも人間たちがその「自然本性」に目覚めて従うなどという状況を設定するのだ。それがほぼ達成不可能な状況と自らに認めながらもそれでもそうなれたならと憧れずにはいられない、そんな感情を表現しようとすれば期待するというのが適切な表現といえるのではないだろうか。

その意味で、『人間不平等起源論』での自然状態と「自然人」概念が同書での批判の対象であった人為的社会へのアンチテーゼであることは確かだろうが、ルソーはそれ以上に「超個体モデル」での社会統合自体を理想的統合状態とイメージしていたのではないだろうか。もしルソーの『人間不平等起源論』時点での社会統合理念が「哀れみ」を超えて「超個体」性であったとすれば、例えばスタロバンスキがその著書『透明と障害』(1957)で示したようにルソーが他者との言語なしでの交流のような純粋なコミュニケーションに生涯憧れ続けたとの指摘も納得がいく。例えば、

自然状態においては、人間は直接的に生きている。人間の欲求はいかなる障害にも遭遇せず、その欲望は人間に直接的に提供される対象を超えない。人間はけっして自分に与えられていないものを獲得しようとはしない。そして、言葉は償うべき不足がある場合にのみ生まれるものであるから、自然人は話したりはしない/(省略)/自然人は無言の交流にとどまっているのであり、それは交流といえるようなものではなく、たんなる接触である。克服すべき障害がないが故に、思想の交換も議論も存在しないのである。¹³

¹² グレトゥイゼン (1978) p.50

¹³ スタロバンスキー (1973) р.235-236

という自然人の理想の交流状態の描写は、筆者が前稿で取り上げたシーリー(2013)の『ミツバチの会議』の情景を彷彿とさせる。前出の超個体概念の解説にあるように、ミツバチは超個体性を持つ社会性昆虫の典型とみなされることが多いが、ルソーがそのようなミツバチの習性を既知のものとしていたことは『人間不平等起源論』に『蜜蜂物語』という書名が登場することで確認できる。しかもその書名の掲載箇所が「哀れみ」についての論述箇所内¹⁴にあることからも、ルソーがミツバチの習性を念頭に「超個体モデル」の社会統合理念を練ったのではないかと推測するのである。

もしそうだとすれば、なぜ、ルソーは人間の社会統合の理想状態をミツバチのような社会性 昆虫の「超個体モデル」に求めたのか。筆者は、ルソーがその社会統合構想で「超個体モデル」 を採用したとすれば、その最大のメリットは社会統合における合意形成の容易さにあると考え る。シーリーの『ミツバチの会議』で繰り返し強調されるように、ミツバチたちは確たるリー ダーも存在させぬまま、一匹一票の完全に平等な民主的手続きにより、新しい営巣地の移転先 というその共同体に最重要の社会的決定(=合意形成)をほぼ誤りない(=正しい)決定とし て行うことができる。しかもこの合意形成には個々のミツバチ同士の身体的接触(羽音や営巣 地候補の位置情報を紹介するダンス等)の単純なコミュニケーション手段しか要しない。それ でもミツバチたちは一定の時間内にほぼ確実に正しい合意に"完全一致"でたどりつくのであ る。その合意形成の確実さは、「自動的」という形容がふさわしいと思われるほどにスムーズで、 この合意形成過程に紛糾はあり得ない。なぜならミツバチたちはその共同体内の全個体が生得 的な「自然本性」として最適な営巣地の基本要件を共有する、いわば社会内の全個体がただ一 つの価値観をもとに合意形成にあたる状態にあるからである。この社会内の価値の一元性が「超 個体モデル」での自動的社会統合の要諦であり、しかも個々のミツバチたちにとって、この一 元的な価値は外部から強制されたものでなく、自らが生得的に持つ自分自身のものである。個々 のミツバチたちは自分自身の内部の価値基準に基づき、完全に自由かつ独立に営巣候補地とい う対象に対する価値判断を行う結果として、共同体内に紛糾もなく「自動的に」重要な社会的 合意形成が"完全一致"で成就されるのである。ルソーの社会統合構想にとって、これ以上に 理想的な社会的合意形成の展開があるだろうか。それゆえ筆者には、ルソーが自然状態での生 得的「自然本性」にのみ従うべきと強調するさまが、「超個体モデル」において社会的価値の 一元化を図る試みに見えて仕方がないのである。

しかし、まさにその「超個体モデル」での自動的社会統合の要諦である社会的価値の一元化 それ自体が、このモデルを採用する上での最大のデメリットも引き起こす。社会的価値の一元 化は、結果として人間の本質的価値である個人の自由を根底から棄損してしまうのである。例 えばルソーは『人間不平等起源論』で人間と動物の違いについて「自然のみが獣の活動においてはすべてをなしたのに、人間は、自由な行為者として、自然の活動に協力する(省略)したがって、動物のあいだで人間をことさら区別しているのは理解力ではなくて、自由な行為者という人間の性質である。自然はあらゆる動物に命令を下し、獣は従う。人間は同じ印象を受けるが、同意するかさからうかは自由であると自認しており、とくにこの自由の意識のなかに、

¹⁴ ルソー (1991) p.237

人間の魂の霊性があらわれる」¹⁵という点と、「(人間と動物の)両者を区別して、異議のありえないようなきわめて固有の、もう一つの特質があり、それは自己を完成する能力である」¹⁶という点、つまり自然にも逆らいうる自由な行為者である点と自己完成能力の二点を指摘している。しかし「超個体モデル」での「自然本性」にのみ従うべきという社会的価値の一元化は、人間を獣から分け隔てるこの二つの特性の双方を共に否定することに他ならない。これは人間の社会統合を成就させるためとはいえ人間であり続けることをやめろというに等しく、放置するにはあまりにも大きな矛盾である。おそらくルソーもそれを自覚していただろう。むしろその矛盾を自覚し、何とかその解決を図ろうと悪戦苦闘した結果が、この『人間不平等起源論』の7年後に刊行された『社会契約論』という成果に結実したものと思われる。次節ではこの視点から『社会契約論』を取り上げてみよう。

2. 『人間不平等起源論』での矛盾解決策としての『社会契約論』

前節の結論での本節表題の視点から『社会契約論』を見直すと、興味深い点が色々と見つかる。まず第一篇冒頭の「私は、人間をあるがままの姿でとらえ、法律をありうる姿でとらえた場合、社会秩序のなかに、正当で確実な統治上のなんらかの規則があるのかどうかを研究したいと思う。」「という文章であるが、筆者にはこれは『人間不平等起源論』での「超個体モデル」の統合理念からの決別宣言と読める。「人間をあるがままの姿でとらえる」とは、人間を人間たらしめる前述の二つの特性を「自然本性」の当為よりも優先すべきであるとの意と捉えれば、自然に与えられた自然界の法則に支配された人間の社会的生物としての社会統合の在り方(「超個体モデル」)ではなく、人間自身が定める人間自身を規制するものとしての「法」を「ありうる」つまり実現可能な方法で探求しなければならなくなる。しかし「超個体モデル」と価値の一元化を放棄すれば、社会統合に至るまでの合意形成過程は "完全一致" で正しい合意が自動的に成就されるどころか紛糾を招くほかなく、社会秩序の不安定化からさらにはその崩壊すら懸念される。それでも人間は、人間であり続けるために自分たちの手で「法」を生み出さねばならないのである。はたしてそのような「正当で確実な統治上のなんらかの規則」があるものだろうか。そしてそれを人間たちが自らの手で生み出せるのだろうか。困難至極の課題に思われるが、それでもそれに取り組まねばならない、というルソーの悲壮な決意表明である。

このようなルソーの決意表明に沿って、その第一章「第一篇の主題」では「超個体モデル」では否定するほかなかった人間の自由を論じることから始めるのである。人間に自己決定の自由を認めたうえで、社会秩序、つまり社会統合の実現を図るのは自然によるのではなく、自由な人間同士の間の約束、つまり「社会契約」によるほかはないという具体的方法論が提示される。ここでルソーは「問題は、これらの約束がどんなものかを知ることだ」¹⁸と述べているが、実際、『社会契約論』ではその約束に至る前段として合意形成過程における合意形成手法にもかなり具体的に踏み込んでいる。これは、自動的な社会統合成就を目指したように見える『人間不平等起源論』にはみられなかった特徴である。それというのも人間の自由を確保するため

¹⁵ ルソー (1991) p.222-223

 $^{^{16}}$ $\nu\nu-$ (1991) p.223

¹⁷ ルソー (1991) p.8

¹⁸ ルソー (1991) p.9

社会的価値の一元化をあきらめ、価値の多元化を前提としなければならないとすれば、多様な価値観のもとでの合意形成の困難という、まさに本稿が課題とした問題に向き合わざるを得ないからである。その問題に対して、ルソーは一体何を根拠に多様な価値観の下での合意形成で"完全一致"の「一般意思」が成り立ちうると断じることができたのだろうか。本節ではそこに焦点を当ててルソーの考えを見ていくことにしたい。

『社会契約論』における合意形成手法

『社会契約論』では、まず初めに社会における権力と権利について整理し、「力は権利を作らないこと、人は正当な権力にしか従う義務がないことを認めよう。(省略)いかなる人間も、その同胞に対して生まれながらの権威をもつものではなく、また力はいかなる権利も生み出さない以上、人間のあいだのあらゆる正当な権威の基礎としては、ただ約束だけが残る。」¹⁹として社会契約の「法」としての正当性を基礎づけた後に、「第5章 最初の約束につねにさかのほらなければならないこと」と題して、社会の統治の在り方を論ずる前に人々は「人民が人民となる行為」を約束によって行わねばならないことが確認される。ここで、人々のあいだの約束によらねば義務が生じないことの一例として多数決の少数者が多数者の選択に従う義務に関して「多数決の法もまた約束によって取り決められたのであり、少なくとも一度は全員の一致があったことを前提として作用しているのである。」²⁰と、この章を結んでいるが、文脈から明らかなようにここでの「全員の一致」は全員が多数決という意思決定方式にあらかじめ同意を与えていなければ全員、特に多数決の敗者である少数者には決定に拘束される根拠はないという当然のことを言っているのみで、本稿が課題とする多元的価値観の下での合意の"完全一致"に関連するものではない。

以上の前段を踏んでようやく第6章から社会契約についての論述が始まるのであるが、まずは人間が「自然人」のように人為的社会を持たない独立した存在のままであるなら、自然の中で生存環境が過酷になれば人類は滅亡の危機にさらされると『人間不平等起源論』での自然状態の理想を明確に否定したのち、「生き残ってゆくためには、障害の抵抗に打ち勝てるようにみなが集まって諸力の総和をつくりだし、これらの力をただ一つの原動力で動かして、共同の活動に向けることしか、ほかに方法はない。」²¹として、これまた明確に、統合理念の検討において人為的社会の方向へと舵を切ると、統合理念の転回の意思を表明する。そして具体的な社会契約の在り方について、以下のように述べるのである。

①この力の総和は、多くの人たちの協力によってしか生じえない。ところが、各人の力と自由は、それぞれの人の生存にとっての第一の手段である。それでは、どのようにして、各人が損失をこうむることもなく、自分に向けられる当然の配慮をおろそかにすることもなしに、自分の力と自由をささげうるのであろうか。この難点は私の主題に置き直すと、次の言葉で言い表すことができる。

②「各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを挙げて防衛し保護する結社形態を 発見すること。そして、この結社形態は、それを通して各人がすべての人と結びつきなが

¹⁹ ルソー (1991) p.14

 $^{^{20}}$ $\nu \nu - (1991)$ p.21

²¹ ルソー (1991) p.21

ら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由なままでいられる形態である こと」。これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。

- ③この契約の諸条項は、その結社行為の本性そのものから導かれているので、少しでも修正すれば、無意味で無効なものになってしまう。だから、これらの条項は、おそらく成文で言い表されたことはなかったとしても、どこにおいても同一であり、どこにおいても暗黙のうちに受け入れられ、承認されている。社会契約が破られて、各人が自分の最初の権利に立ち返り、約束によって得た自由を失うことによって、その自由を得るために放棄していた自然的自由を取り戻すまでは。
- ④これらの諸条項は、よく考えてみればすべてがただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡することである。というのは、第一に各人は自分の一切を与えるのだから、すべての人にとって条件は等しく、また条件がすべての人にとって等しいのだから、だれも他人の負担を重くすることに関心を抱かないからである。
- ⑤そのうえ、この譲渡は保留なしに行われるので、結合はこの上もなく完全であり、どの構成員も、もはや要求するものをなに一つ持たない。なぜなら、もし、諸個人になんらかの権利が残されるとすれば、彼らと公衆(=人民)とのあいだに立って、裁きをつけることができるような共通の上位者はだれもいない以上、各人はある点で自分自身の裁判官であることになり、やがては、あらゆることについて裁判官であることを主張するようになるからである。そうなると、自然状態が存続することになり、結社は必然的に圧政的になるか、空虚なものとなるだろう。

(省略)

⑥そこでもし社会契約から、本質的でないものを取り除くなら、次の言葉に帰着することがわかるだろう。われわれのおのおのは、身体すべての能力を共同のものとして、一般意志の最高の指揮のもとに置く。それに応じて、われわれは、団体の中での各構成員を、分割不可能な全体の部分として受け入れる。22(各段落冒頭丸数字の段落番号は引用者付記)

以上、長々と引用したが、本稿課題である多様な価値観のもとでの合意形成の困難と「一般 意思」の"完全一致"性という問題に対する『社会契約論』にみられる回答は、これがほぼす べてである。以下、順を追ってみてみよう。

まず①は、②の「」内の社会契約のあるべき姿を定義する文言を引き出すための問題提起をしており、ルソー自身、「これこそ根本的な問題」というように②の「」内の部分が社会契約の本質を示す部分である。そしてこの部分の前半、「各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを挙げて防衛し保護する結社形態を発見すること。」というのが社会契約の締結目的であり、第6章冒頭、本稿前述の人間は人為的社会を作って協力しなければ滅亡の危機にも対応できないという部分に対応している。

社会契約の本質をとらえるのが「 」内の後半部分、「この結社形態は、それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由なままでいられる形態であること | の文であるが、この部分を具体的なモデルとして表現したのが

²² ルソー (1991) p.21-23

筆者のベクトルモデルである。筆者はそれを機能的理念型としてその機能(働き)を強調して 論じたが、ルソーが「形態」つまり形と表現するのは、ベクトルモデルのベクトル合成図を想 像してもらえばよい。そしてここでいう「結社形態」はすべてベクトルモデルと読み替えるこ とができる。つまりルソーの言う社会契約は、ベクトルモデルに従って社会的合意形成をなす という約束をその社会構成員全員の間で取り結ぶ、ということに他ならない。

それゆえ、③冒頭の「この契約の諸条項は、その結社行為の本性そのものから導かれているので、少しでも修正すれば、無意味で無効なものになってしまう。」という文中の「この契約の諸条項」は、ベクトルモデルにおけるベクトル合成のルール全体をさす。つまり言い換えれば、ベクトルモデルのルールは、ルソーの理念を実現しうるよう機能するものとしてのベクトルモデルの本性から導かれているので、少しでも修正すればルソーの理念が十分に果たされないという意味で、「無意味で無効なものになってしまう」のである。だからこのルールは、ルソーの執筆時点ではルソーは成文化しなかったけれど、社会契約を行おうとするなら皆に周知され、順守されねばならないと指摘する。そうでないと、社会契約は破綻し、人間は滅亡の危機に陥る可能性のある自然状態に落ちてしまうかもしれないのである。

ここでいきなり話が飛ぶ。④の「これらの諸条項は、よく考えてみればすべてがただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡することである」の「これらの諸条項」が、その前段の③の「この契約の諸条項」、つまりベクトルモデルのルールをさすことは読み取れても、なぜそれが、各構成員が共同体への完全な譲渡という「ただ一つの条項に帰着」せねばならないのか、その論理を追うための手掛かりがここには一切示されていない。しかし、ベクトルモデルとその現実機能を理解していればこの文意は明白であり、しかもこの文こそが、『社会契約論』において、本稿課題の一部である多様な価値観のもとでの合意形成の困難さを直接処理しうるための方法論を示した最も中核的な部分なのである。

まず初めの「これらの諸条項は、よく考えてみればすべてがただ一つの条項に帰着する。」は、素直に読めば、ベクトルモデルの諸ルールは、よく考えてみればすべてがただ一つのルールに帰着する、になる。なぜそうなのか。筆者がベクトルモデルを提示した前々稿の髙島(2017)で「個人ベクトルの合成は、合成に参加する構成員全員が同一のルールで平等に合成され、しかもそれは自分が相手の立場に立って見ることで自分の立場の変更を受諾する、自己を拘束する自己決定を構成員相互に行いあった結果として生じる」²³と示したように、ベクトルモデルの機能のすべては、各構成員が合意形成の際に自分とは異なる選好を持つ他者の選好を自分の選好と同様に尊重し、相手と納得のいくまで調整を図るというその姿勢を保てるかどうか、その一点にかかっている。だからこそ、本稿の「はじめに」で本稿の課題を示す際に取り上げたように、現実の合意形成の場で自分の選好を曲げたくないと他者との調整を拒んで我を張る合意形成参加者があらわれると、ベクトルモデルは"完全一致"の合意形成に至る道を絶たれてしまい、その機能を完遂しえなくなるのである。それゆえこのような状況が生じないよう、何らかの措置を取らねばならない。そのための措置としてルソーが示したのが、「各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡すること」なのである。

このルソーによる措置の提言の意図を、「日本語の慣用表現でいえば、「我を捨てる」に近い

²³ 髙島 (2017)

かもしれない。」²⁴と端的に表現したのは、仲正(2010)である。確かに、ベクトルモデルでの機能障害の最大の原因が合意形成参加者の「我を張る」姿勢であったなら、その直接の解決策はその参加者が「我を捨てる」姿勢に転じる以外にはありえない。しかし、参加者のその選好はその者にとっては自身の望む権利獲得への方策であるか、または自らが持つ価値観の表れであったかもしれない。いかに社会統合をなすためとはいえ、本人にとってかけがえのないものかもしれない自己利益や自己表現の全き追及を封じて、異質な他者との調整に応じることを強いるのは、それこそ自由の侵害ではないのか、そんな批判がこの措置に起きるだろうことは当然予想される事態である。よってルソーはこの段落の後半で、皆が同じルールの下で公平に調整に臨むのだから、それにこの措置は特定の誰かを不当に扱うものではないのだから(だから異質な人々の間に合意形成をなして社会統合を進めるには仕方がないことなので了解してほしい)と予防線を張っているのである。さらに進めて、⑤の冒頭「この譲渡は保留なしに行われる」として、皆が例外なく調整に応じるべきことを原則として確認する。

こうしてモデルの機能障害の原因が取り除かれた結果、⑤で「結合はこの上もなく完全」となって、ベクトルモデルはその機能を完遂し、多様な価値観の参加者の間にも "完全一致" の合意形成への道を開く。問題はその後である。「どの構成員も、もはや要求するものをなに一つ持たない。」というのは様々な解釈が可能だろうが、筆者はこれを前述の「この譲渡は保留なしに行われる」と合わせて、保留が例外、要求が特例と解釈している。つまり、ベクトルモデルのルール順守には例外も特例もないのだという原則を念押ししていると思われるのである。だから、「なぜなら」という接続詞でつないで、以下に例外や特例を認めると合意形成過程が紛糾し始めるようになる様を描いたものと思われる。ここで「裁判官」とは(ベクトル合成での調整を拒んで)物事の是非の判断を他者と諮ろうとせずに上から決めつけるような独善的な合意形成参加者の態度の比喩であろうし、本来参加者全員が平等な立場で平等に互いの選好の調整に臨むべきベクトル合成の場で、自分だけは特別で、偉いのだというような例外や特例が幅を利かせるようになると、「自然状態が存続する」、つまり人為的社会統合が不能になり、ベクトル合成による社会統合が成立するはずの社会は「必然的に圧政的になるか、空虚なものとなる」のだと主張したのだろう。

以上の論述を持ってベクトルモデルの機能障害を取り除くための措置の説明はあらかたなし終えたということで、⑥で、いよいよルソーは社会契約(ベクトルモデル)の概括に入る。まず、「われわれのおのおのは、身体すべての能力を共同のものとして、一般意志の最高の指揮のもとに置く。(傍点ママ)」というのは、基本的には前述の譲渡の措置を演繹したものである。社会契約(ベクトルモデル)によって社会統合を図ろうとする合意形成参加者は、モデルを十全に機能させるため、我を張らずに各員調整に応じるべきであるが、そうすると譲渡により各員の選好実現はなんらかの制限を受ける。また、そうして合意形成が成就した場合に実現する"完全一致"の合意は一般意志となり、さらには統治のための「法」となって、各員の社会生活を現実に規制するものとなる。つまり、身体・財産、あるいは自己実現のために発揮されるはずだったその者の能力等が「法」の規制の対象になる。しかし、正当な法源となりうるような一般意志を合意できた段階で、すでに人々は社会統合を成し遂げ、共同体の構築を成就しているのだから、その共同体の一員として一般意志から生じた「法」の規制を受け入れるべきで

²⁴ 仲正 (2010) p.119

ある。そうしてこそ、その者は共同体の真の一員になりうる。それが「それに応じて、われわれは、団体の中での各構成員を、分割不可能な全体の部分として受け入れる。」の意味であろう。

以上がルソーの社会契約の基本的な説明であり、このように『社会契約論』のテキストを読み解けば、確かに多様な価値観のもとでの合意形成の困難を克服し、皆の納得する"完全一致"の合意形成を成し遂げて、ルソーの民主主義の理念の下での社会統合が実現しうるかもしれない。しかしそのためには「我を張る」参加者には「我を捨てる」よう措置をとるべきというあまりにも当然の回答だったが、正直、筆者はこの回答に完全に納得できているわけではない。「我を捨てる」と言うのは簡単だが、一体、どんなことをどんな風にどの程度行えば、現実の合意形成の場で我を張っている参加者に「納得して」我を張るのをやめてもらえるのだろうか。ルソーの回答は具体性に欠ける。もちろん、ルソーが言うように皆も平等に同じルールに従っていることを指摘して、この調整に応じるのは社会契約での社会統合による恩恵(例えば社会契約によってしか実現できない市民的自由など)にあずかるための必要な費用の支払いのようなものだと説得を試みることはできるだろう。しかしそれでも「納得」が得られなければどうなるのか。

この問題に関連し、ルソーは「第7章 主権者について」で、一般意志の問題として以下のように述べている。

したがって、社会契約を空虚な公式としないために、一般意志への服従を拒む者はだれでも、団体全体によって服従を強制される、という約束を暗黙のうちに含んでいるのであり、そして、この約束だけが、他の約束に効力を与えうるのである。このことはただ、彼が自由であるよう強制される、ということを意味しているにすぎない。なぜなら、このようなことこそ、各市民を祖国にゆだねることによって彼をすべての個人的依存から守護する手段であり、政治機構の装置と運動を生み出す条件であり、市民のあいだのさまざまな約束を合法的なものとする唯一の条件であるからだ。この条件がなければ、これらの約束は、不条理で圧政的なものとなり、大変な誤用に陥るだろう。25

ここで語られる一般意志と主権者の問題を、ベクトルモデルでの合意形成と合意形成参加者の問題として読み替えてみよう。ただし、一般意志は社会契約の締結後に生み出されるので、既に締結された社会契約の中に「一般意志への服従を拒む者はだれでも、団体全体によって服従を強制される、という約束を暗黙のうちに含んでいる」とすれば、ルソーの主張は一応筋が通る(それでも、それがなぜ「暗黙のうちに」含まれなければならないのかは不明だが)。しかし、社会契約を結ぶ場合は別である。社会契約以前の事前の約束は何もない状態で、ベクトル合成のルールに従うことを拒む者の存在という障害に対応しなければならない。唯一考えられるのは、前述の多数決での意思決定方式の採用のように、社会契約に関する協議を始める前にベクトルモデルでの意思決定方式を採用することを全員一致で決定するか、その決定方式を受諾することを社会契約への参加条件とするか、しかない。この機能要件の追加は、民主主義による社会統合への参加者を制限する可能性を持つが、さもなければルソーのこの社会契約の

²⁵ ルソー (1991) p.26-27

方法論は、それこそ「これらの約束は、不条理で圧政的なものとなり、大変な誤用」によって、 後世の批判者によって非難されるように、全体主義の擁護理論となりかねない危険性をはらむ ものとなってしまうだろう。悩ましい問題である。

おわりに

本稿では、筆者の前稿で明らかになったベクトルモデルでの合意形成の限界を打開すべく、解決策を求めてルソー本人のテキストを読み解くことを試みた。ルソーのテキスト解読にあたっては、ルソーの主要二著作、『人間不平等起源論』と『社会契約論』の間にある社会統合理念の転回にまず取り組まねばならなかったが、この取り組みで『人間不平等起源論』に「超個体モデル」という仮説を措定することで、両書の統合理念の間に社会的価値の一元化から多元化という一つの流れを見つけることができ、そこから『社会契約論』の内容が『人間不平等起源論』で生じた矛盾解決策だったのではないかと気づけたことが、結果的に『社会契約論』の理解を深める大きな助けになった。

本稿での検討で、ベクトルモデルでの合意形成の機能障害の大きな要因である参加者が「我を張る」問題についてのルソーの一応の回答は得られたわけだが、筆者にはどうしてもこれだけが正解とは思えない。一般意志の視点から社会契約についての合意形成を眺めれば"完全致"の合意が必要になるために本稿でその課題に取り組んだが、合意形成の視点のみで考えれば、前稿で示したような多様な価値観が並存するアコモデーションの達成も合意形成の一つの在り方ではないかと考える。そのようなアコモデーションの成就が、ルソーの一般意志のような社会統合のための「法」の根拠となることはできないのだろうか。少なくともアコモデーションで社会統合の合意形成ができるものなら、本文の最後に触れたような社会統合への参加者を制限する可能性を減ずることができるのではないだろうか。

"完全一致"の合意が生む一般意志の価値の一元化はわかりやすいが、そもそも民主主義が個人の多様な価値観を最大限に尊重することを眼目とするものであるなら、達成困難の度は増しても複数の価値が並存しうるアコモデーションこそ、民主主義の究極の価値にふさわしいもののように思われる。そうとはいっても、まだそれに取り組む目処も立たない状況だが、いずれ、何らかの形で取り組んでみたい課題である。

参考文献

ベルンハルト・グレトゥイゼン(1978)(小池健男訳)『ジャン=ジャック・ルソー』〈叢書・ウニベルシタス 83〉法政大学出版局

佐藤真之(2012)『ルソーの思想とは何か - 人間であり、市民であること - 』〈リベルタス学術叢書 第3巻〉 リベルタス出版

トーマス・シーリー (2013) (片岡夏実訳)『ミツバチの会議』築地書館

ジャン・スタロバンスキー (1973) (山路昭訳)『ルソー 透明と障害』みすず書房

高島純子 (2017)「ルソー的民主主義の機能的理念型を求めて - ベクトルモデル試論」『尚絅学院大学紀要』第 74号

高島純子 (2018)「ベクトルモデル現実化への検討 – 選好ベクトル合成システム」『尚絅学院大学紀要』第75号 仲正昌樹 (2010)『今こそルソーを読み直す』〈生活人新書 333〉NHK出版

ジャン-ジャック・ルソー(1991)(作田啓一、原好男訳)『社会契約論 人間不平等起源論』白水社